

加賀市議会議員の災害対応行動マニュアル

平成 26 年 10 月 17 日 適用

1 **大規模災害が発生したとき**

◇ 議員は、自身の安否を加賀市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。

※ 実質的な連絡先は、議会本部の設置前後を問わず議会事務局とし、議会事務局は議員の安否を議会本部（議長）に連絡する。

大規模災害の判断基準

(1) 全議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合

- ① 市内に震度 5 強(5+)以上の地震が発生したとき。
- ② 放射性物質が拡散し、避難が予想されるとき。

(2) 被災地区の議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合

- ① 雪害、風水害、土砂災害、津波等の災害が発生又はその恐れがあり、避難指示等が発令されたとき。
- ② 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、避難指示等が発令されたとき。

2 **初動期（災害発生時から概ね 24 時間が経過するまで）**

◇ 議員の対応

(1) 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

連絡手段の優先順位は、次のとおりとする。

- ① 電話回線が使用可能であれば、電話（携帯電話等を含む。）により連絡する。
- ② 電話が繋がりにくく使用不可能であれば、メール等により連絡する。
- ③ ①又は②いずれの方法も不可能である場合は、災害用伝言ダイヤル（171）に録音する。

(2) 議員は自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として、地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力する。

※本会議（又は委員会）開会中における対応

- ・議長（又は委員長）は、非常の事態により会議（又は委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（又は散会）を宣告することができる。〔会議規則第 11 条第 1 項、第 93 条第 1 項〕
- ・議場（又は委員会室）から避難が必要になった場合、議長（又は委員長）は、議会事務局職員に傍聴者を始めとする議場（又は委員会室）内参集者の避難誘導を指示し、全員の速やかな避難を図るものとする。

3 **初動期経過後（議会が通常の機能を回復するまで）**

◇ 議員の対応

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- (2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会本部に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- (3) 議員は、市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。

4 **議会事務局が議員から聞き取りする項目**

- (1) 安否の確認と現在の状況確認
- (2) 現在の居場所
- (3) 自宅の固定電話、ファクス、メールの使用可・使用不可
- (4) 携帯電話の使用可・使用不可
- (5) 自宅以外で書類等を受け取る場合のファクス番号、メールアドレス

5 **議員への情報伝達方法**

議会本部から議員への情報伝達方法の優先順位は次のとおりとする。

- (1) メールにより伝達する。
- (2) 電話により伝達する。
- (3) ファクスにより伝達する。

6 **議員から議会本部への情報の伝達**

議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは、議会本部に一本化し、議会として取りまとめるものとする。

- (1) 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。
- (2) 各避難所における運営方法等の要望に関すること。
- (3) 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。
- (4) その他、議長が必要と判断した事項。

ただし、以下の例示のように特に緊急性がある場合には、議員が直接、災害対策現地本部へ連絡するものとする。

- 例示 {
- ①土砂崩れ等により救助が必要なとき。
 - ②道路が陥没し事故等の恐れがあるため、緊急的に工事が必要なとき。
 - ③避難所で食糧等の物資が不足しているとき。
 - ④道路等のひび割れや陥没などの情報提供が必要なとき。
 -等

7 **参集又は活動時の留意事項**

(1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具等をできる限り携帯するとともに、個人用として食料や飲料水も携帯する。

(2) 交通手段

道路事情により、自動車が使用できないことも予想されることから、その場合は、徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

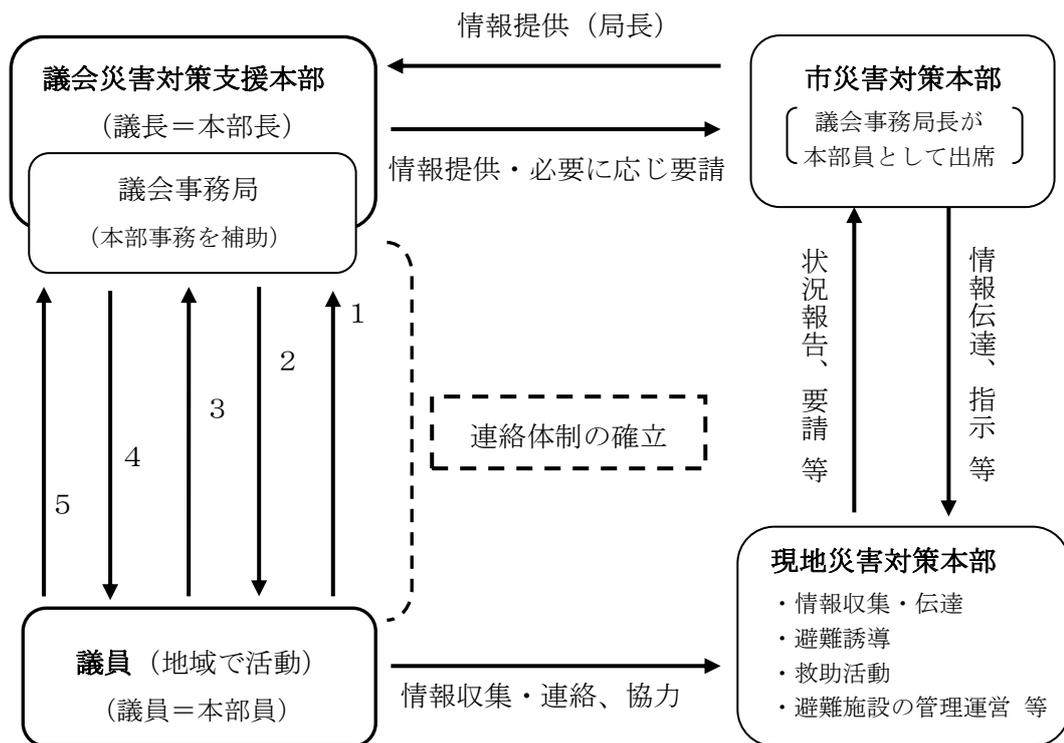
(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

8 **その他**

このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

加賀市議会災害対策支援本部が設置された場合の対応【イメージ図】



- 1 安否情報を議会本部（事務局）へ連絡
- 2 議員（本部員）への災害情報の提供
- 3 必要に応じ議会本部（事務局）へ地域（被災地）情報及び要請事項等を報告
- 4 必要に応じ議員（本部員）へ議会本部への参集を指示
- 5 参集指示があった場合は、指示に応じて議会本部へ参集